

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第10、議案第77号 松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第77号は、松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（土屋清武君） ちょっと教えてください。資料の方で備考のところの4番、「幼児のうち3歳以上の宿泊利用料は3240円とする。（1泊朝食付き）」となっているわけですが、夕食はどうなっているんですか。これは夕食は料金はどういうを取っているんですか。条例にはないですけど。

○企画観光課長（山本 公君） こちらに示してあります値段については、1泊朝食ということで、夕食の値段が入っていないわけですので、追加料理というような形の中で注文いただくという形になろうかと思えます。

○6番（土屋清武君） そうしますと、ここに、上の表を見ると、子どもと書いてあるわけですが、これは、子どもは・・・、「幼児とは6歳以下の未就学の者をいう」と書いてあるわけですが、そうすると、これはあれですか、これ以上の6歳以上の方で・・・、もう6歳で学校だったか・・・、そこらですけども、そうすると、6歳未満の未就学児童が2700円と、夕食を食べた場合は、そういう解釈になるんですか。

○企画観光課長（山本 公君） 一般の料理を食べますと、当然その夕食料金は頂戴いたします。別でお子様ランチというような形の中での料理もございますので、そちらを注文いただく場合は、現行1050円になるわけですが、若干それが消費税分上がるということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） この条例は、前にもこの議会で審議された宿泊料、今度は宿泊利用料に

変わりますけれども、そこを上下、上限と下ですね。増減を5割変更することができるようになっていて、あえてこんなに細かくやらなくてもいいような感じがしたんですけども、なぜこのような細かいことをするのでしょうか。もう5割以上に上げられたり、下げることができれば、あまりその辺を動かさなくてもいいような感じがするんですけど、変更することによって、この夕食がかなり高くなって、またそれを変更するのも・・・、難しいわけじゃないんですけども、なんか大変になるような感じもするんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○企画観光課長（山本 公君） これまで宿泊利用料の中の宿泊料についての割引というようなことで、させていただいております。

今回食事まで含めた中で、全体の割引をさせていただくような形にさせていただきました。

聞いていることと、答えていることが違うのかな。

○7番（関 唯彦君） いま宿泊料から宿泊利用料を今度は5割というところだけ変えればあとは変動しなくてもいいんじゃないのかなという形なんですけれど、要は、夕食がかなり高くなっちゃっているんで、別にここを高くしなくてもそのくらいは増減で変動させられるんじゃないかというふうに・・・、だから、いちいち細かくやる必要はないんじゃないのかなと思ったんですけどね。

宿泊料というところを宿泊使用料にしてしまえば、それだけで済んだんじゃないのかなと思ったんですけど、あまり細かくいじり過ぎちゃって、この後いろいろ変更しにくくなりはないかというのを思ったんですけど、その辺はどうなのかな・・・。

○議長（稲葉昭宏君） わかりましたか。

○企画観光課長（山本 公君） 夕食の金額をここで2700円というようにしてお出しすることによって、夕食のイメージもしていただけるかなという部分もございます。全体の中で動かすということも関議員が言われるようにないわけではないのかなとは思いますが、今までの1995円から2700円に変えることによって、料理の方も良くなったよというようなこともお客様にアピールしたいということもございますので、このような形にさせていただきました。

○10番（鈴木源一郎君） 全体の料金を9345円から9180円に下げるという内容のわけですが、まつぎ荘が、あそこは新しい建物で発足して、結構久しくなってくるわけですけども、この間、初めてではないかなというふうに思うわけですけども、このダウンさせ・・・、中身はね、夕食をアップしているということがありますけれど、狙いといいましよう

か、目論見というか、戦略はどんなところにあるわけですか。

○企画観光課長（山本 公君） 全体的な金額は変わっていないと思います。現行の宿泊料、宿泊利用料ですね。大人の方が9400円、今度変わるのが9500円、税抜き100円上がっているわけですが、100円位しか上がっていないわけですね。金額的には。

ですから、消費税分は上がりますけれども、基本的なものについては、極力変更しないと、便乗値上げということではないですけれども、そういうことを取られないように基本的な部分については変えて、100円の幅ですけれども、100円は上がっていますけれども、変わってございません。

区分が今まで部屋ごとで大人・小人と分かれていたものを今回大人と小人の区分に変えているということになるわけでございます。

それで、宿泊料の方を減らしまして、食事の充実をということの中で、夕食の金額を増やしているというようなことでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 別表を、和室A、洋室Bとかいうのを2区分に、その和室Aとか和室Bというのをなくしちゃったという、そこはどのようなことの狙いですか。

○企画観光課長（山本 公君） 今の現状でいきますと、和室A、洋室Bが一緒の区分に入っています。これは、先ほど、部屋の海側、町側というようなことで区分しましたが、和室Aが海側、洋室Bが町側ということですね。和室B、洋室A・Cというのがありますけれども、町側と海側というふうに混在しておりますので、その中で町側は町側、海側は海側ということで、海側が9870円で町側については、そこから500円引くというような形の中での運用でいま行っておりますので、その形に今回合わせさせていただいたということになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 副町長にお伺いします。

これは見解の相違があると思うんですが、この条例で、別表第1のこの宿泊料金、利用区分から宿泊料金、食事料が朝食・夕食、合計とありますよね。その下の備考の欄の5番目、「町長が、必要があると認めるときは、この表に定める宿泊利用料をそれぞれの額の5割を超えない範囲内で増減することができる」とありますよね。副町長の考えを教えてくださいませんか。

条例というのは、額をびしっと固定化するのが条例だと思うんですよ。これは許容範囲を定めていますよね。増減。だから、宿泊料は町長が、必要と認めたときにはプラス50、マイナス50、極端に言えば、大人1万260円を1万5000円位まで上げられるという・・・、逆に言うと、5000円引いたら5260円という・・・、条例というのは、固定化したものであって、この辺

の許容範囲を町長に持たせているという考え方をお聞かせ願えませんか。

- 副町長（松本忠久君） 法律でも条例でも規則でも、必ず委任事項というのが付いていて、これは議員は承知で発言されていると思いますけれども、必ずそういったものがありまして、固定的に一切認めないなんていう法律、条例、規則なんていうのはないと思うんですよ。そういう意味で、この条例にもそういう定めを設けている。

特にこの商売をやっている施設ですので、その辺は現場サイドで臨機応変に対応できるようにこういう規定をしたものと思っております。

ちなみに最近ですと、世界遺産を受けて富士山のサービスコースを作って、これは現場で起案して、町長まで決裁を取っていますけれども、やっているサービスですけれども、そういったことがどんどん、どんどんできるようにということで、この5割規定というものは定めてあるものと認識しております。

- 2番（福本栄一郎君） ということはですね。これは、先ほど副議員の質問と若干重複するかもしれませんがけれども。でしたらば、この宿泊料金をばちっと決めて、内訳を朝食いくら、夕食いくらということは内部規定でやって、弾力性はもちろん営業ですから、町長にそれくらいの・・・、営業ですから、いつ物価が上がるかわからない。そのために議会を招集してやるということは、その辺はいわゆる公営企業的な考えでいくと、弾力的な運用で・・・、先ほど副町長が言ったようにあれですけれども、だったらば、この表を一発で大人1万260円、小人9180円という・・・、内訳をあえて示す必要があるんでしょうか。もう一つそれをお聞かせください。

- 副町長（松本忠久君） 物事にはある程度基本がないと運用もできないわけで、そういう意味で一つの決まり事としてここに設けたわけで、商売ですからね。相手との交渉、エージェントとの交渉で「何割まけます」「何割乗っけます」「どれだけ料理を増やします」こういった交渉事はあるわけで、ただ、基本として、スタートラインとしてこういうものがないと商売にならないといえますか、歯止めが効かないといえますか、そういうことがあるので、一応条例ですから、基本は基本、運用は運用ということでのすみ分けをするということでご理解をいただきたいと思えます。

- 議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○9番(一瀬寿一君) 本案に賛成をいたします。

いろいろ議論もありましたけれども、特にこれは、経営に関する黒字化をしようということでもないわけで、消費税の含みもありまして、合計トータルは100円の値上げになりますけれども、宿泊料を下げて、食事を良くしたいという苦心の策でございますが、これで私もいいんじゃないかということを思って、賛成いたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第77号 松崎町営宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時01分)

---